官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府九八）　一
〔その他告示〕
○有形文化財を重要文化財に指定する件（文部科学一三四）　四
○文化財を登録有形文化財に登録する件（同一三五）　四
○文化財保護法第五十九条第三項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件（同一三六）　八
○文化財保護法第五十九条第二項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件（同一三七）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
令和六事業年度財務諸表（独立行政法人中小企業基盤整備機構・外国人技能実習機構）、公認会計士等の登録及び登録抹消、税理士登録抹消関係　五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　七
会社その他
会社決算公告　八

府令

○内閣府令第九十八号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第八項第二号、第八条第二項、第十一条の二第一項第三号及び第十三条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年十一月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗